

地域型保育事業所の認可について

平成30年3月19日

藤枝市児童課

地域型保育事業所の認可について

【地域型保育事業とは】

子ども・子育て支援新制度において創設された制度で、3歳未満児を主に保育をする利用定員が19人以下の施設・事業。ただし、事業所内保育事業は、利用定員の上限はない。

認可基準は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、市が認可する。

※施設設備・職員配置基準

事業名	定員	保育従事者資格	職員配置(乳幼児：保育従事者)	面積基準(乳幼児一人あたりの面積)
家庭的保育事業	5人以下	家庭的保育者	0～2歳 3：1	0～2歳 3.3㎡以上
小規模保育事業A型	6人以上19人以下	保育士	0歳 3：1 1～2歳 6：1	0～1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上
小規模保育事業B型	6人以上19人以下	保育士1/2以上	0歳 3：1 1～2歳 6：1	0～1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上
小規模保育事業C型	6人以上10人以下	家庭的保育者	0～2歳 3：1	0～2歳 3.3㎡以上
居宅訪問型保育事業	1人	家庭的保育者	0～2歳 1：1	基準なし (乳幼児の家庭で保育するため)
事業所内保育事業	1人以上 (地域枠の子ども)	保育士	0歳 3：1 1～2歳 6：1	0～1歳 3.3㎡以上 2歳 1.98㎡以上

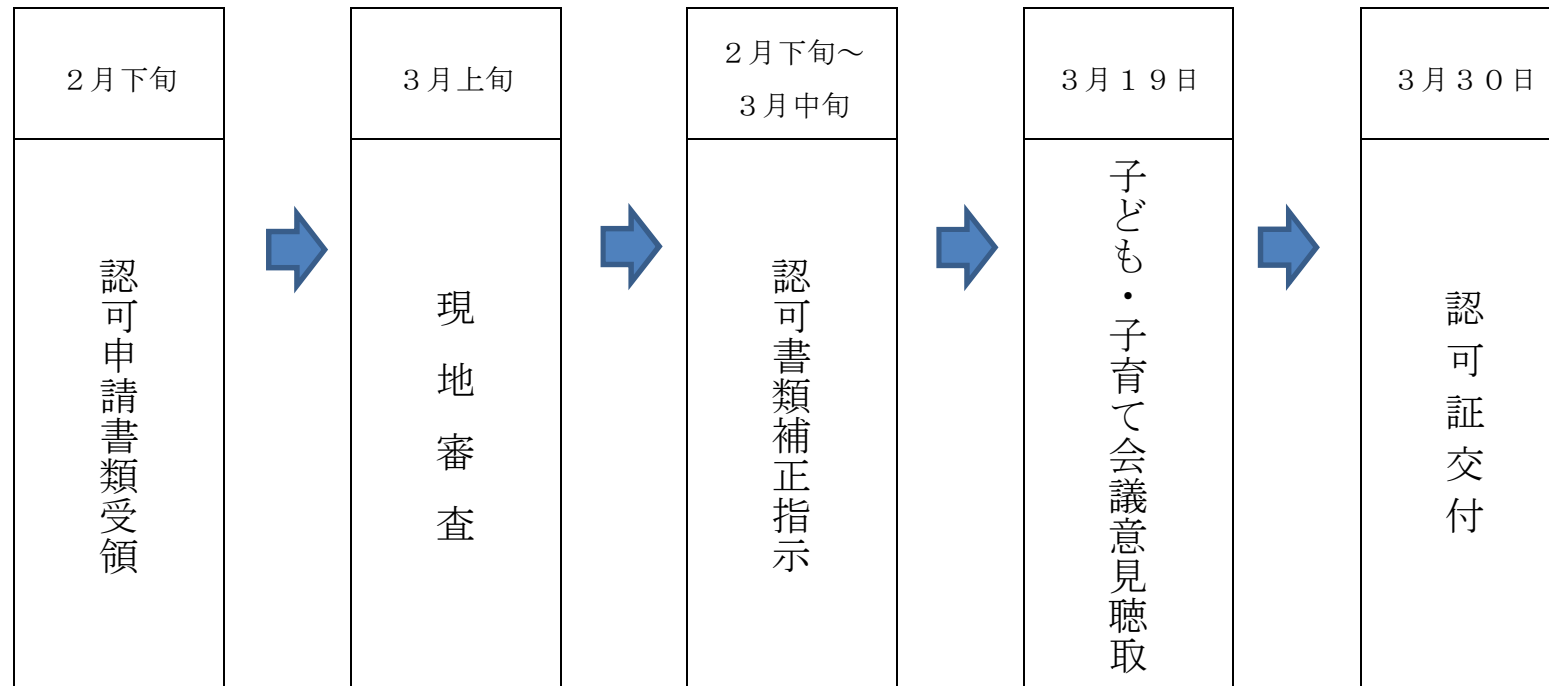
【子ども・子育て会議の役割】

子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により、市町村が地域型保育事業の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

【認可事務の流れについて】

事業者から提出された認可申請書類を基に、職員が現地審査を実施し、運営責任者への聞き取り調査及び設備基準・職員配置を確認。

平成30年3月30日付で認可証を交付。



地域型保育事業所の認可施設について

【新規】

(1) 面積基準

No.	申請者	施設名称	施設 類型	所在地	利用定員			面積基準適合状況	
					3号認定		計	必要面積	市確認面積
					1・2歳	0歳			
1	(学法) 橘学園	Orange Egg (オレンジエッグ)	A型	上藪田 129-2	16人	3人	19人	52.14 m ²	61.45 m ²
2	(株)佐藤種鶏産業	Preschool ALICE (プレスクールアリス)	A型	岡部町内谷 941-1	13人	3人	16人	43.56 m ²	59.78 m ²
3	(株)女性仲間カンパニー	ミキネおひさまの森保育園	A型	駅前 1-8-22-101	9人	3人	12人	31.68 m ²	42.77 m ²
4	(株)かえるの家	古民家保育園かえるの家	A型	末広 4-6-2	9人	3人	12人	33.00 m ²	57.33 m ²

(2) 保育士配置基準等

No.	施設名称	保育士配置基準適合状況		連携施設の有無	食事提供方法	重要事項説明書 及び運営規程 の有無	緊急対応マニ ュアル等の有無	第3者委員 選任の有無
		必要人員	市確認人数					
1	Orange Egg (オレンジエッグ)	5人	6人	有	自園調理	有	有	有
2	Preschool ALICE (プレスクールアリス)	5人	6人	有	自園調理	有	有	有
3	ミキネおひさまの森保育園	4人	6人	有	自園調理	有	有	有
4	古民家保育園かえるの家	4人	6人	有	自園調理	有	有	有

※連携施設の役割・・・小規模保育所の卒園後の受け皿、屋外遊具の利用、幼児教育・保育の情報提供
 緊急対応マニュアル等・・・不審者・侵入者、火災・大地震、事故発生時、苦情解決、虐待防止
 第3者委員の役割・・・苦情に対する第2の窓口、解決

地域型保育事業所の認可変更について

【定員変更施設】

【変更前】

【変更後】

No.	類型	施設名称	所在地	平成 29 年度利用定員		計	平成 30 年度利用定員		計
				3 号認定			3 号認定		
				1・2 歳	0 歳		1・2 歳	0 歳	
1	小規模保育 C型	つくしんぼ保育園	若王子 2-6-23	<u>4</u> 人	<u>2</u> 人	<u>6</u> 人	<u>6</u> 人	<u>3</u> 人	<u>9</u> 人
2	小規模保育 C型	わんぱくルーム	天王町 3-9-26	<u>4</u> 人	<u>2</u> 人	<u>6</u> 人	<u>6</u> 人	<u>3</u> 人	<u>9</u> 人



※No.2 のわんぱくルームについては、保育場所を変更した上で、定員を変更する。(天王町 3-9-22⇒天王町 3-9-26)

新たな保育場所の保育有効面積及び調理設備については、市条例で定める基準を満たしている。

【その他の変更】

No.	類型	施設名称	所在地	変更事項
1	小規模保育 A型	らんらん保育園	駿河台 4-3-3	◇保育面積の変更 47.14 m ² ⇒ 48.13 m ²
2	小規模保育 A型	いちご保育園	高柳 2166-15	◇設置者の変更 鈴木由美子 ⇒ 谷中宏章
3	小規模保育 C型	みるくハウス	平島 450-4	◇開所の変更 午前 8 時 30 分～午後 16 時 30 分 ⇒ 午前 7 時 30 分～午後 18 時 30 分
4	事業所内保育	平成会ひまわり保育所	南新屋 448-17	◇保育面積の変更 68.31 m ² ⇒ 79.66 m ²

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例抜粋

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の幼児に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項